

労災事故の申請

Q 従業員が仕事中にケガをした場合、手続はどのようにすればいいのでしょうか。

A 労災保険は、労働者の業務上または通勤による災害に対して保険給付を行う制度です。
(正社員、パートなど時間の長短にかかわらず全ての労働者が対象となります。)

お問い合わせの業務災害では診療を受ける際、健康保険は使用せず、医療機関に労災事故である旨を伝えた上で、療養を受ける医療機関によって以下の①又は②の手続を行います。

①療養を受ける医療機関が労災病院や労災の指定医療機関・薬局等（以下指定病院等）の場合は「療養補償給付たる療養の給付請求書」（様式第5号）を指定病院等に提出します。指定病院等では、費用の負担をせず、現物給付として治療や薬剤の支給等を受けられます。

②近くに指定病院等がないなどの理由で、指定病院等以外の医療機関や薬局等で療養を受けた場合は、一旦全額を支払い、「療養補償給付たる療養の費用請求書」（様式第7号の1～5）を、医療機関等で証明を受けた後、労働基準監督署に請求することとなります。

用紙の提出が、初診に間に合わない場合は後日提出してください。

今回は業務災害についてのご案内ですが、このほか、通勤災害、休業補償の請求等、それぞれ所定の様式がありますので、医療機関や労働基準監督署に確認してください。

労働保険事務組合に事務委託した場合には、原則労災保険に加入できない事業主や家族従事者、法人の役員等も労災保険に加入できる「特別加入制度」が利用できます。労働保険事務組合の東京食品福祉厚生事業団までお気軽にご相談ください。